

「水道料金・加入金改定」のお知らせ



平成20年6月ご利用分（7月お支払い分）から水道料金が変わります。

行方市の水道事業は、旧三町水道事業の異なる料金体系が継続していましたが、事業が統一され平成20年6月1日適用から、行方市統一料金となります。

現行の水道料金は、一般会計からの多額の繰入によるもので、施設の老朽化や県受水料金の増加により、現在の料金体系では事業の維持が困難な状況です。

更に、水道事業は独立採算制の経営を目指し事業経費は、水道料金で賄わなければならない、「安全・安心で安定した水の供給」をするために料金改定が必要になりました。

今後とも、経営の効率化に一層の努力をして参りますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【新料金計算方法】

$$\text{新水道料金} = \text{基本料金} + \text{超過料金} + \text{メーター使用料}$$

■新水道料金表

(消費税込み)

種別	用途	基本料金（1ヶ月につき）		超過料金	
		水量	料金	1㎡につき	
専用	一般用	使用水量 10㎡まで	2,100円	210円	
	団体用		2,100円	210円	
	営業用		2,100円	210円	
	工場用	契約水量 1㎡につき	30円/日		35円

■新水道加入金表

20mm	157,500円
25mm	220,500円
30mm	451,500円
40mm	661,500円
50mm	1,260,000円
75mm	3,402,000円
100mm	その都度管理者が定める

■新メーター使用料金表

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
1ヶ月につき	90円	120円	150円	170円	250円	1,700円	2,400円	2,400円

◎新旧料金の比較（一般・営業用：口径20mmの場合）

	基本料金		超過料金		メーター使用料	
	旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金
旧麻生地区	1,890円	2,100円	178.5円	210円	なし	120円
旧北浦地区	1,890円		189円			
旧玉造地区	1,600円		160円		120円	

※例えば・・・ 一般家庭で、使用水量20㎡（口径20mm）の場合

用途	使用水量(㎡)	現行(旧麻生)	現行(旧北浦)	現行(旧玉造)	改定後
一般用	20	3,675円	3,874円	3,320円	4,320円

◎水道メーター検針にご協力を

- 水道メーターボックスの上に車や物を置かないようにしてください。
- 犬は、出入り口や水道メーターから離れた場所につないでください。
- 水道メーターボックスの周辺や中は、いつもきれいにしておいてください。

【問合せ】 行方市水道課 ☎ 0299-55-1108